

令和2年12月18日

## 新型コロナウイルス感染症への対応の見直し等について

### 1 取組を見直すもの

(1) 12月4日の災害対策会議でご決定いただいた、次の当面の間(12月18日まで)の対応については、予定どおり解除します。

- 執行部職員との非接触の方法による打ち合わせ等
- 検温結果の記録
- 議事堂内エレベーターの分離運用
- 議事堂内トイレの分離運用                    等

(2) 12月7日の災害対策会議でご決定いただいた、12月18日までとしていた会食の原則禁止は、予定どおり解除します。

ただし、感染リスクが高まる大人数や長時間におよぶ飲食、飲酒を伴う懇親会などは、十分に注意してください。

### 2 年末年始に向けた当面の対応

(1) 県外への移動について

本日から令和3年1月11日までは、県境を越える不要不急の移動には細心の注意を払うようにしてください。

また、Go To トラベル事業が先行して一時停止されている地域(東京都、札幌市、名古屋市、広島市(予定))のほか、独自に不要不急の外出自粛をしている大阪府への不要不急の移動は、令和3年1月11日までの間、できる限り控えてください。

(2) 季節の行事について

大みそか、初詣など多数の人が集まる行事に参加する場合は、人との距離の確保、マスクの着用、大声で会話をしない、飲酒を控えるなどの感染防止対策を徹底し、対策が取れない場合は、参加の自粛も検討してください。

### 3 ウォームビズについて

会議室等の換気に伴う防寒対策は、ニットやベスト、インナー等を重ね着するなどととも、足元にはひざ掛け等を活用し、議場、委員会室等も含め、議事堂内では、極端に華美であるなど、不適切な服装とならないよう配慮しつつ対応してください。